

第1回八街市農業委員会総会

平成27年1月20日

八街市農業委員会

平成27年第1回農業委員会総会

平成27年1月20日午後3時30分 八街市農業委員会総会を
八街市役所第1会議室に招集し、内容は次のとおりである。

1. 出席者

- | | | |
|----------|-----------|-----------|
| 1. 内藤 富夫 | 8. 高橋 猛 | 15. 小川正夫 |
| 2. 船木 勝利 | 9. 森 邦央 | 16. 日暮守信 |
| 3. 岩品 要助 | 10. 武藤 功 | 17. 石井とよ子 |
| 4. 池田 寿男 | 11. 長谷川英雄 | 18. 鈴木勝雄 |
| 5. 貫井正美 | 12. 宇津木邦雄 | 19. 保谷俊雄 |
| 6. 林 和弘 | 13. 中村勝行 | 20. 金子正弘 |
| 7. 山本重文 | 14. 長野猛志 | 21. 中川利夫 |
| | | 22. 三須裕司 |

2. 欠席者

なし

3. 事務局

事務局長	醍醐文一	主査補	宮内清志
副主幹	菅沼邦夫	副主査	浅井久子

4. 議決事項

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第4号 農用地利用集積計画の承認について
- 議案第5号 紛争の和解の仲介について

5. その他

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第2号 農地法施行規則第53条第5号の規定による農地転用の届出について

○醍醐事務局長

開会を宣す。(午後3時30分)

○三須会長

平成27年第1回の総会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

改めまして、新年明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願いいたします。

本年もいろいろと案件がありまして、太陽光発電が中心となると思いますが、その他の新しい案件が提出されております。委員皆様方の今までに増すご協力をお願いいたしまして挨拶とします。

さて、今月の案件につきましては、農地法第3条、第4条、第5条、本体で17件で、農地利用集積計画の承認について1件、紛争の和解の仲介について1件、報告案件2件、合わせまして総件数21件が提出されております。慎重審議をお願いし、開会の挨拶といたします。よろしくお祈りします。

ただいまの出席委員は22名です。したがって、この総会は成立しました。

それでは、日程に従いまして、会務報告をお願いします。

○醍醐事務局長

それでは、会務報告ということでご報告申し上げます。

昨年12月25日木曜日、午前10時から転用事実確認、現地調査を市内実施し、これにつきましては船木委員、宇津木委員に出席いただいています。

また、年が明けまして、1月6日火曜日、午後1時半から転用事実確認、現地調査を市内で実施し、これには林部長、中村委員に出席いただいています。

また、1月9日金曜日、午前10時から八街市農業振興地域整備促進協議会が市役所第4会議室で開催されまして、三須会長、中川副会長、林部長、事務局が出席しております。

また、1月15日木曜日、午後1時半から転用事実確認、現地調査を市内実施しまして、これにつきましては森副部長、長谷川委員、宇津木委員、日暮委員に出席いただいています。

以上でございます。

○三須会長

次に、議事録署名人の選任についてでございますが、議長から指名することで異議ないでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○三須会長

異議なしと認め、こちらから指名申し上げます。

今月は、議席番号13番、中村委員、14番、長野委員にお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局、説明願います。

○菅沼副主幹

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。

なお、この3件は面積以外の区分、所在、地目、権利者事由、義務者事由が同じでありますので、2番以降は省略させていただきます。

番号1、区分、地上権。所在、沖字西沖。地目、畑。面積1,553平方メートルのうち185.86平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積3,807平方メートルのうち520.80平方メートル。権利者事由、農地の借受者が耕作を継続しながら、上部に地上権を設定して、営農型太陽光発電事業を行い、安定した収入を得たい。義務者事由、権利者から要望されたため。なお、本案件は議案第3号、10番に関連しております。

番号2につきましては、2筆の合計面積520.68平方メートル。本案件は議案第3号、11番に関連しております。

番号3、2筆の合計面積520.68平方メートル。議案第3号、12番に関連しております。

以上です。

○三須会長

1番については議案第3号、10番と関連しております。2番については議案第3号、11番、3番については議案第3号、12番と関連しておりますので、後ほど担当委員の調査報告を受けた後、裁決いたします。

次に、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請を議題といたします。

事務局、説明願います。

○宮内主査補

それでは、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1、所在、文違字文違野地先。地目、畑。面積2,755平方メートルです。転用目的は、長屋住宅及び道路用地です。転用事由は、アパート5棟と進入路を整備し、アパート経営による安定した収入を得るものです。農地の区分は、農用地域内にある広がりのある農地であることから、第1種農地と判断されます。なお、本件は1,000平方メートル以上の土地に対する建築行為となります。これは開発行為に該当し、都市計画法との調整が必要となりますので、その旨、意見に付すことが妥当かと思われま。

番号2と議案第3号、番号4は関連しておりますので、一括してご説明いたします。

まず、番号2、所在、八街字長岡地先。地目、畑。面積1,216平方メートルのうち733.21平方メートルです。

続いて、議案第3号、番号4、所在、地目、同じく。面積1,915平方メートルのうち311.96平方メートルです。区分は使用貸借です。転用目的は、太陽光発電施設用地です。転用事由は、当該申請地に太陽光発電施設を設置し、安全な自然エネルギーを利用した太陽光発電事業により安定した収入を得るといものです。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。

以上です。

○三須会長

それでは、1番、地元委員の説明をお願いいたします。

○中川副会長

それでは、議案第2号、1番の調査報告をいたします。

まず、立地基準ですが、申請地はJR八街駅より北へ約1.8キロメートルに位置し、市道から進入路は確保されています。農地性としては、農地の広がり10ヘクタール以上見られるため、第1種農地に該当することを確認しました。しかし、権利者は市内在住の土地所有者で、申請地の周囲に集落があるため、事務指針31ページの㊸の(エ)に該当するため、許可することが可能であると判断いたしました。

次に、一般基準ですが、申請地は長屋住宅5棟用地ということで、30世帯を対象とし、43台分の駐車場を合わせた申請面積は2,755平方メートル、隣接する宅地と合わせた事業面積は2,977.72平方メートルであり、面積妥当と思われます。資金につきましては、借入金にて賄う計画となっております。申請地には小作人等、権利移転に対して支障となるものはありません。事業計画ですが、用水は市営水道、生活排水は合併浄化槽を経由し、市道側溝へ放流となります。雨水は宅内浸透です。隣接する農地に対する被害防除対策ですが、アスファルト施工により土砂の流出はなく、雨水は貯留浸透施設を設け流出を防止する計画となっております。また、隣接からの間隔を適切に確保することで、日照、通風に配慮することです。権利者は賃貸住宅事業により、安定した収入を得たいということから、必要性についても認められます。

これらのことから、立地基準、一般基準、本案件は何ら問題ないものと思われます。

以上、報告を終わります。

○三須会長

続いて、2番、内藤副部長、お願いいたします。

○内藤副部長

それでは、議案第2号、2番と、関連する議案第3号、4番、あわせて調査報告をいたします。

立地基準ですが、申請地はJR榎戸駅より北方向へ約400メートルに位置し、県道に敷地が接していることにより、進入路は確保されています。農地性としては、事務指針29ページ、5の㊸に該当するため、第2種農地として判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請は太陽光発電施設及び通路用地ということで、道路を作り太陽光パネルを設置するための申請面積は733.21平方メートルと311.96平方メートルであり、面積妥当と思われます。資金につきましては、自己資金及び借入金で賄う計画になっています。事業計画ですが、現状のまま整地するのみで、土砂の搬入はなしです。用水、排水はなしで、雨水は浸水性の砕石を雑草防止も兼ねて敷き、自然浸透になっています。周囲にはフェンスで囲い、パネルには反射防止膜があり、隣接農地には影響はないものと思われます。申請者である権利者は勤め人で、農業に専念できず、義務者も農業に未経験で、休日を利用し

て、せめて雑草くらいは繁茂させないようにすることが精いっぱい状況で、そこで畑の一部を太陽光発電施設として活用し、安定した収入を得て、雑草対策も兼ねて計画したとのことです。そのことにより必要性が認められます。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題ないものと思われま
以上です。

○三須会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。何かございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○三須会長

質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第2号、1番について、都市計画法との調整を条件に、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、1番については許可相当で決定します。

次に、2番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、2番については許可相当で決定いたします。

次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局、説明願います。

○宮内主査補

それでは、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1、所在、八街字三角地地先。地目、畑。面積206平方メートルです。区分は贈与です。転用目的は貸家用地です。転用事由は、申請地に専用住宅1棟を建築して、貸家経営により安定した収入を得るものです。農地の区分は第2種中高層住居地域にある農地であり、第3種農地と判断されます。

次の番号2につきましては、本日、取下願の届け出がありまして受理したところですが、本議案につきましては廃案をお願いいたします。

続きまして、番号3、所在、八街字南側地先。地目、畑。面積231平方メートルです。区分は売買です。転用目的は専用住宅用地です。転用事由は、現在アパートに居住している権利者が今後の生活を考えて、駅に近く住環境のよい当該申請地に専用住宅を建築し、移り住むものです。農地の区分は第1種住居地域にある農地であり、第3種農地と判断されます。

次の番号4は、議案第2号、番号2に関連してご説明したとおりでございます。

次に、番号5、所在、八街字松ヶ丘地先。地目、畑。面積353平方メートルです。区分は

売買です。転用目的は駐車場用地です。転用事由は、電気設備業を営む会社が申請地の隣接地にあり、事務所兼宿舍を建築しましたが、敷地内に資材を置くと駐車場が足りないため、申請地を工事用車両の駐車場として利用するものです。農地の区分は農用地域内にある広がりのある農地であることから、第1種農地と判断されます。

番号6、所在、八街字笹引地先。地目、畑。面積298平方メートルです。区分は売買です。転用目的は専用住宅用地です。転用事由は、現在、申請地の近隣に居住する権利者が、子どもの成長に伴い、手狭で敷地も狭いため、当該申請地に専用住宅を建築して移り住むものです。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。

次の番号7と番号8は、同一状況ですので一括してご説明いたします。

まず、番号7、所在、大谷流字瀬田入地先。地目、山林、現況畑。面積261平方メートルほか2筆、計3筆の合計面積780平方メートルです。

番号8、所在、地目、同じく。面積361平方メートルほか3筆、計4筆の合計面積813.78平方メートルです。区分は売買です。転用目的は、建売住宅及び道路用地です。転用事由は、建売分譲住宅3棟と建売分譲住宅2棟の建築、販売と道路の整備です。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。

番号9、砂字堀込地先。地目、畑。面積1,727平方メートルです。区分は使用貸借です。転用目的は太陽光発電施設用地です。転用事由は、当該申請地に太陽光発電施設を設置し、安全な自然エネルギーを利用した太陽光発電事業により、安定した収入を得るといふものです。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地との理由から、第2種農地と判断されます。

次の番号10、番号11、番号12は、同様により一括してご説明いたします。

番号10、番号11、番号12は、いずれも所在、沖字西沖。地目、畑。面積1,553平方メートルのうち0.10平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積3,807平方メートルのうち0.34平方メートルです。区分は一時転用で使用貸借です。転用目的は、営農型太陽光発電施設用地です。転用事由は、農地の借受者が耕作を継続しながら、上部に地上権を設定して、営農型太陽光発電事業を行い、安定した収入を得るものです。農地の区分は農用地域内にある広がりのある農地であることから、第1種農地と判断されます。なお、本件は議案第1号、番号1、番号2、番号3にそれぞれ関連しております。

以上です。

○三須会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いいたします。

1番について、長谷川委員、お願いいたします。

○長谷川委員

議案第3号、1番、調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、本申請地は榎戸駅から南東へ約700メートルに位置し、公衆用道路に面しており、進入路は確保されております。農地性としては、用途地域内の農地であるため、事務指針28ページの④の⑥の（ウ）に該当するため、第3種農地として判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請は貸家住宅ということですが、申請面積は206平方メートルであり、建築面積との関係においても面積妥当と思われます。資金については、自己資金にて賄う計画となっております。申請地には小作人等支障となるものはありません。また、周辺は住宅地となっております。事業計画ですが、用水は公営水道、汚水、雑排水は公共下水道に放流、雨水は宅地内処理、浸透枡を3カ所設置し、土砂などの放流対策として外周に土留めブロックを設置するそうです。また、工事中、重機または資材搬入時は周辺の交通の妨げにならぬよう誘導員の確保及び工事中は仮囲いをし、万全の注意をするそうです。権利者は周りが住宅地になり耕作面積が少なくなったため、借家として利用したいと考えており、必要性についても認められます。

このようなことから、立地基準、一般基準ともに本案件は何ら問題ないものと思われま

す。以上で調査報告を終わります。

○三須会長

次は取り下げになっておりまして、それでは、3番について、船木委員、お願いいたします。

○船木委員

議案第3号、3番について調査報告を申し上げます。

立地基準ですが、JR八街駅より南西に約1キロメートル、県道千葉横芝線より位置指定道路で進入路は確保されております。農地性としては用途区域内の農地であるため、事務指針28ページ、④の⑥の（ウ）に該当するため、第3種農地と判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請は専用住宅用地231平方メートル、建築面積、木造2階建て、130.42平方メートルであり、面積妥当であります。資金につきましては、借入金で賄う計画となっております。申請地には小作人等支障となるものはなく、隣接する農地は義務者の妹の農地であり、専用住宅との説明をし、同意を得ております。事業計画ですが、上水道は公共上水道、雨水、屋根の水は浸透枡、それ以外は敷地内浸透、汚水、雑排水については公共下水道を使用いたします。敷地は場内の切り盛りで対応し、土砂等の搬入、搬出はありません。隣接農地との境界にはブロックを設置し、土砂の流出を防ぎます。権利者は現在アパートに住んでおり、申請地は近くに小学校があり、駅から近く、環境もよいことから選定したことから、必要性も認められます。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本件は何ら問題ないと思われま

す。以上で調査報告を終わります。

○三須会長

続きまして、5番について、池田委員、お願いいたします。

○池田委員

議案第3号、番号5、調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地は八街市スポーツプラザから東へ約400メートルに位置し、市道に接しております。農地性ですが、農地の広がり10ヘクタール以上の農地に存在する第1種農地に該当すると思われます。しかし、権利者は申請地の隣地において事業をしており、集落にも接続していることから、事務指針32ページの②の㊸の(エ)に該当するため、許可することが可能であると判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請はトラック5台分の駐車場の用地と作業スペースということで、申請面積は妥当と思われます。資金につきましては、自己資金にて賄う計画となっております。申請地には小作人等、権利移転に対して支障となるものはありません。隣接する農地に対する被害防除対策ですが、申請地南側は農地と接しており、境界にブロックを積むことで雨水の流出等を防ぐ計画となっております。事業計画ですが、敷地内は砂利敷きの整地のみで、用水、排水はなく、雨水は自然浸透の計画です。権利者の業種は電気工事業で、工事車両等の駐車場として必要性についても認められます。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題ないものと思われます。

以上で調査報告を終わります。

○三須会長

続きまして、6番について、岩品副部長、お願いいたします。

○岩品副部長

議案第3号、6番に係る調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地は笹引小学校東側、約150メートルに位置し、市道に面しており、進入路は確保されております。農地性としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地ですので、事務指針29ページ、⑤の(b)に該当するため、第2種農地と判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請は専用住宅地ということですが、申請面積298平方メートルであり、建築面積との関係においても面積妥当と思われます。資金の確保につきましては、借入金にて賄う計画となっております。申請地には小作人等、権利移転に対して支障となるものはありません。

次に、隣接に対する被害防除計画ですが、計画では現地盤で利用するため、埋め立て等はありません。現状は大部分がブロック積みを設置してあり、また、ないところは新たにブロック積みを設置し、土砂の流出を防ぐ計画となっております。雨水についても敷地内にて浸透させることになっております。よって、隣接地の営農状況に支障を来すことはないものと思われます。代替性についてもないものと思われます。また、申請地は土地改良受益地ではありません。権利者は現在、申請地隣接に住んでおり、手狭なためとの理由もあり、必要性についても認められ、あわせて許可後、速やかに事業を行うものと判断いたしました。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題ないものと思われます。

以上で調査報告を終わります。

○三須会長

続いて、7番について、日暮委員、お願いいたします。

○日暮委員

議案第3号、7番、8番は関連しておりますので、一括して調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地は川上小学校から東へ約300メートルに位置し、進入路は既存の位置指定道路と、今回申請される道路で確保されています。農地性ですが、事務指針29ページ、⑤の(b)に該当するため、第2種農地と判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請は建売住宅用地として、番号7番は3棟分、番号8番は2棟分と新設道路用地です。申請面積は妥当と思われます。資金については、自己資金で賄う計画となっております。申請地は小作人等、権利移転に対して支障となるものはありません。また、土地改良受益地ではありません。隣接する農地に対する被害防除対策ですが、ブロック積みを計画しており、土砂の流出を防ぐ予定であります。また、雨水は宅地内処理する計画となっております。支障はないものと思われます。事業計画について隣接所有者に確認したところ、確かに説明を受けて了承しているとのことでした。申請地は建売住宅とし販売をし、造成は整地のみ、用水は井戸、排水は合併浄化槽。また、小学校があり、通学時間帯は材料などの搬入は行わない、住宅地には徐行運転するなど、安全性も確保されていると思われます。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題はないと思われます。

以上で調査報告を終わります。

○三須会長

続いて、9番について、山本委員、お願いします。

○山本委員

議案第3号、9番について説明いたします。

この案件は、先月12月の申請2号議案の2番において、土地所有者本人が事業主とする4条申請を取り下げて、今回、子どもが事業主として、5条で使用貸借で申請するという案件でございます。

先月の報告どおり問題ない案件と思われます。

以上です。

○三須会長

続きまして、10番について、林部長、お願いします。

本案件は、議案第1号、1番と関連しておりますので、一緒をお願いいたします。

○林部長

それでは、議案第3号、10番、11番、12番、議案第1号、1番、2番、3番、関連しておりますので、あわせて一括して調査報告を申し上げます。

まず、立地基準であります。申請地は市役所より南へ約9.5キロメートル地点に位置しております。県道岩富山田台線に面し、進入路は確保されております。

次に、農地区分ではありますが、事務指針26ページ、②の㉑に該当するため、第1種農地と

判断いたしました。また、農振農用地であるため、事務指針30ページ、②の⑥による例外に該当いたします。

続きまして、一般基準であります。計画面積の妥当性であります。太陽光発電施設用地として適当であると思われ。資金面につきましては、自己資金で賄う計画となっております。許可後は速やかに目的に付くものと思われ。申請に関わる農地以外の土地を利用できる見込みはございません。その他、申請地には借受人がおり、耕作を継続します。周辺農地の営農条件への支障はありますが、隣接農地の方より、農地の整地を行う場合に水がはけるように境界に水路を設けていただきたいということでもございました。その他、災害発生のおそれ、日照、通風についても問題ないものと思われ。なお、土地改良の受益地ではございません。

続きまして、関連しております議案第1号1番から3番、農地法第3条の地上権の権利設定の許可申請についてでございますが、周辺の農地に係る営農条件に支障はなく、当該農地の賃借人の同意を得ているため、許可相当と判断いたします。

ただし、当該申請は、5条一時転用に関連していることから、5条一時転用の知事の処分を待ち、知事の処分と同様の処分に合わせることを望ましいと思っておりますので、最終決定については、会長専決で処理してはどうかと思っております。

以上で調査報告を終わります。

○三須会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

○三須会長

ないようでしたら、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第3号、1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、1番については許可相当で決定いたしました。

次に、3番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、3番については許可相当で決定いたします。

次に、4番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、4番については許可相当で決定いたします。

次に、5番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、5番については許可相当で決定いたします。

次に、6番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、6番については許可相当で決定いたしました。

次に、7番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、7番については許可相当で決定いたします。

次に、8番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、8番については許可相当で決定いたします。

次に、9番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、9番については許可相当で決定いたします。

次に、10番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、10番については許可相当で決定いたします。

次に、11番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、11番については許可相当で決定いたします。

次に、12番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、12番については許可相当で決定いたします。

続きまして、議案第3号、10番の関連案件である議案第1号、1番について、担当委員の報告は許可相当です。また、議案第1号、1番の最終決定については、5条、一時転用に関連していることから、知事の処分にあわせて会長専決として処分してはどうかとの意見がありますが、今後の事務処理については会長専決にすることによってよろしいでしょうか、お諮りいたします。

(「異議なし」の声あり)

○三須会長

異議なしということですので、今後の事務処理につきましては会長専決といたします。

次に、議案第3号、11番の関連案件である議案第1号、2番について、担当委員の報告は許可相当です。また、議案第1号、2番の最終決定については、5条、一時転用に関連していることから、知事の処分をあわせて会長専決として処理してはどうかとの意見が、今後の事務処理については会長専決することによってよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○三須会長

異議なしということですので、今後の事務処理につきましては会長専決といたします。

次に、議案第3号、12番の関連案件である議案第1号、3番について、担当委員の報告は許可相当です。また、議案第1号、3番の最終決定については、5条、一時転用に関連していることから、知事の処分にあわせて会長専決として処理することはどうかとの意見がありますが、今後の事務処理につきましては会長専決とすることによってよろしいでしょうか、お諮りいたします。

(「異議なし」の声あり)

○三須会長

異議なしということですので、今後の事務処理につきましては会長専決ということにいたします。

次に、議案第4号、農地利用集積の承認についてを議題といたします。

事務局、説明願います。

○菅沼副主幹

それでは、議案第4号、農用地利用集積計画の承認についてご説明いたします。

本件につきましては、平成27年1月14日付で八街市長から、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められております。

番号1、所在、八街字長岡。地目、畑。面積2,300平方メートルほか4筆、計5筆の合計面積1万2,548平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は11カ月、再設定です。なお、ただいまご説明いたしました案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

以上です。

○三須会長

議案の説明が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。ございませんでしょうか。

(「質疑なし」の声あり)

○三須会長

質疑なしということですので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第4号、1番について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたし

ます。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、1番については承認することに決定いたします。

ここで、会議中ですけど、10分休憩いたします。

休憩 午後4時12分

再開 午後4時22分

○三須会長

それでは、休憩前に戻り会議に入ります。

その前に、今、貫井委員より早退届が出ておりまして、何か会議が重なったということで早退しております。

それでは、議案第5号、紛争の和解の仲介についてを議題といたします。

和解の仲介は3人の仲介委員によって行いますが、まず、今回の申し立ての内容につきまして事務局に説明させ、続いて、委員の指名を行います。

事務局、お願いいたします。

○菅沼副主幹

それでは、議案第5号、紛争の和解の仲介についてご説明いたします。

申立人及び相手方ともに八街市在住の方でございます。土地の所在は、上砂字卯月作地先。申し立ての趣旨は、当該農地に隣接している宅地は農地よりも高い位置にあるため、雨水や土砂の流出を防ぐため、境界には板塀による土留めが設置されていた。しかし年数の経過により板塀の腐食が始まり、現在は全体的に土留めが崩壊し、宅地からの雨水や土砂が畑に流れ込み冠水による農作物被害に困っている。よって、宅地から雨水や土砂が畑へ流出しないように対策を行ってほしい。

紛争の経過の概要。数年前に相手方に対して、土留めの崩壊による被害について説明したが対策を行わないため、畑を守るために自ら防護策として境界に土堤を築堤し、最低部には調整池を設置する対策を行った。しかし、大雨により土堤の一部が決壊し、再度築堤しても、その後の大雨により再び決壊してしまったため、相手方に対して宅地の雨水処理について対策を行うよう依頼したところ、実施する旨、回答を得た。しかし、予定時期になっても実施されないため、再度、相手方に現況を確認したが、対策を行う意志が確認できなかったため、和解のもと相手方が対策を行っていただけるよう仲介をお願いしたい。

次に、和解の仲介制度について簡単にご説明いたします。

農地の利用関係等について、紛争が生じた場合の解決手段としては、今回のような農業委員会による和解の仲介、また、民事調停法によりまず農事調停、そのほか民事訴訟法による民事訴訟の3つがあります。今回は身近で、より簡素な解決手段としての農業委員会による和解の仲介による申し立てでございます。

次に、お配りしました議案第5号の参考資料1をごらんいただきたいと思います。和解の仲

介処理フローと書いてございます。最初に申し立てを受けますと、特に問題のない案件につきましては和解仲介を行うこととなり、仲介委員を指名、仲介を開催、和解が成立する場合と、または当該当事者間に相当と認められる内容の合意が成立する見込みがないと認められるときは、仲介の打ち切りとなります。参考資料 2、3 につきましては、関係条文でありますのでごらんいただければと思います。

以上です。

○三須会長

議案の説明が終わりましたので、一般質疑をお受けいたします。何かございませんでしょうか。

(「質疑なし」の声あり)

○三須会長

質疑なしという声ですので、それでは、続いて、3 人の仲介委員を指名いたします。

農地法第 25 条第 2 項の規定により、会長は農業委員から 3 人を指名することになっております。

それでは、指名いたします。中川副会長、林部長、山本委員の 3 人を指名いたします。仲介委員は、農地法施行令第 28 条第 1 項の規定により、期日等を決めて、申立人及び相手方の出頭を求め、和解の仲介を行うこととなります。仲介委員の 3 人の方は、後ほど打ち合わせを行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、採決をいたします。

議案第 5 号、紛争の和解の仲介については、ただいま指名した 3 人の仲介委員により和解の仲介を行うことに異議がないでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○三須会長

異議なしと認めます。

それでは、仲介委員は経過及び結果の報告をお願いいたします。

次に、報告案件です。

報告第 1 号、農地法第 18 条 6 項の規定による通知について、事務局、説明願います。

○菅沼副主幹

報告第 1 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知についてご報告します。

番号 1、所在、滝台字太郎坊。地目、畑。面積 866 平方メートルほか 1 筆、計 2 筆の合計面積 1,953 平方メートル。合意の成立日、土地引き渡し時期ともに平成 26 年 7 月 21 日です。

番号 2、所在、東吉田字長作。地目、畑。面積 2,379 平方メートルほか 2 筆、計 3 筆の合計面積 3,415 平方メートル。合意の成立日、土地引き渡し時期ともに平成 26 年 7 月 21 日です。

以上です。

○三須会長

報告第2号、農地法施行規則第53条第5号の規定による農地転用の届出について、事務局、説明願います。

○宮内主査補

それでは、報告第2号、農地法施行規則第53条第5号の規定による農地転用の届出についてご説明いたします。

番号1、所在、八街字西林地先。地目、畑。面積2,747平方メートルのうち35.00平方メートルです。転用目的は待避場用地です。事業内容は、八街市が行う道路事業において、市道に待避場を整備するものです。

以上です。

○三須会長

以上の案件は、報告第1号及び第2号については報告事項ですので、事務局の説明をもって承諾願います。

以上で審議すべき案件は全て終了しました。

ご苦労さまでした。

○醍醐事務局長

閉会を宣す。(午後4時32分)

議事録署名人

議 長

1 3 番

1 4 番